



回覧

詳細は裏面を
ご覧ください。

空家バンク制度のご案内

東近江市内に空家をお持ちでお悩みの方
空家をお探しの方

空家バンクに登録しませんか？

売りたい
貸したい

買いたい
借りたい

修理したい

相続したい

解体したい

家財を
整理したい



東近江市より空家バンクの運営を委託され、市と各分野の専門家と連携しています。
お気軽にご相談ください！

空家に関する総合相談窓口

一般社団法人

東近江市住まい創生センター

東近江市指定 空家等管理活用支援法人

0748-20-2888

滋賀県東近江市八日市緑町1番9号2階

開館時間／8:30～17:15 休館日／土日祝・年末年始

E-mail／sumai.sousei@gmail.com



住まい創生センター 検索



空家バンク制度委託者：東近江市

(東近江市都市整備部住宅課 電話／0748-24-5669 開庁時間／8:30～17:15 土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

東近江市との連携協定による協力団体

・公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会 ・滋賀県司法書士会 ・滋賀県土地家屋調査士会 ・公益社団法人滋賀県建築士会 ・滋賀弁護士会
・八日市商工会議所 ・東近江市商工会

空家バンクへの登録と利用の流れ

空家所有者

空家物件の登録（売りたい・貸したい）を希望する人

①空家バンク物件登録申込

空家の売却・賃貸を希望の方は、所定の書類をセンターに提出してください。
※登録には条件があります。下記をご確認ください。

②物件確認

センターの職員が物件の現地確認に伺い、現状の調査を行います。
※室内を確認するため、必ず立会いをお願いします。

③物件の登録審査

物件が利活用するのに適切だと審査委員会で判断されると正式に登録となります。

④結果連絡

登録可の場合：担当不動産協力事業者をご紹介します。

登録保留の場合：問題点等をご連絡します。

問題点等が改善されたのち登録となり、担当不動産協力事業者をご紹介します。

登録不可の場合：理由等をご連絡します。

【申込者（空家所有者等）の主な登録条件】

- （１）空家等にかかる所有権を有する者、又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利者であること。
- （２）暴力団員等ではないこと。
- （３）空家情報を広く一般に公開することに同意すること。

【空家等の条件】

宅建業者による仲介又は代理の対象となっていないこと。

【取引の条件】

登録している間は、原則、個人間の取引は行わず、センターの紹介する団体又は団体の推薦する宅建業者に不動産取引の仲介を依頼すること。

（宅地建物取引業法規定の報酬を業者にお支払いいただきます）

活用希望者

空家の利用（買いたい・借りたい）を希望する人

①空家情報の提供と閲覧

登録された物件の情報を、センターのホームページで公開します。自由に閲覧していただけます。
※詳細の確認や見学等は、各物件情報内の担当不動産事業者に直接お問い合わせください。

②空家バンク利用登録申込

ホームページ以外の情報をご希望する方は、所定の書類をセンターに提出してください。
※登録には条件があります。下記をご確認ください。

③メール配信サービス登録申込

空家バンク利用登録者には、ホームページに新着物件等の掲載をした時に、お知らせメールを配信しています。ご希望の方は、登録申込をしてください。

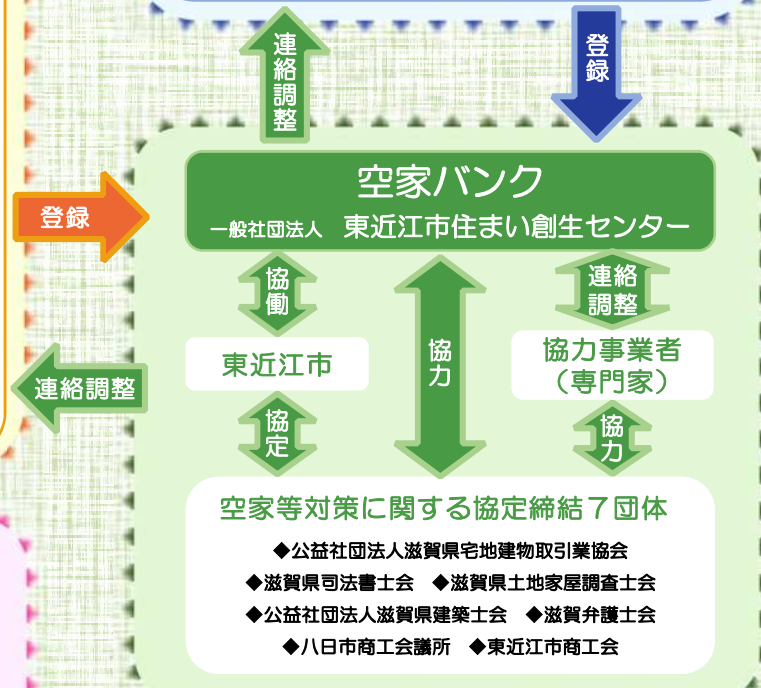
【空家活用希望者の主な登録条件】

- （１）地域住民と協調して空家等を活用しようとする者であること。
- （２）暴力団員等ではないこと。

【取引の条件】

登録している間は、原則、個人間の取引は行わず、センターの紹介する団体又は団体の推薦する宅建業者に不動産取引の仲介を依頼すること。

（宅地建物取引業法規定の報酬を業者にお支払いいただきます）



交渉・契約・注意事項

【空家所有者等について】

- （１）空家バンクの登録申込み後、空家の状態によっては登録することができない場合もあります。
- （２）空家バンクは、空家の管理や利用者の紹介をお約束するものではありません。登録後も所有者等として適正に管理していただく必要があります。

【空家活用希望者について】

空家バンクに登録されている物件は、センターが優良物件と認めているものではありません。
また、センターが交渉や契約に関与いたしません。十分にご理解いただいた上で、登録していただきますようお願いいたします。

【全般について】

センターは、空家所有者等や活用希望者との連絡・調整を行います。

登録後の流れ



※空家所有者と活用希望者の交渉は、センターの紹介する団体又は団体の推薦する宅建業者が不動産取引を仲介する形で行っていただきます。

※センターは、空家物件の情報提供や連絡・調整は行いますが、不動産取引での「交渉」「契約」などは行いません。契約後のトラブル等に関しても一切関与いたしません。